

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成26年11月5日

京都市長 門川 大作

1 建築協定書の概要

(1) 建築協定の名称

京都市西京区桂坂もみのき第1地区建築協定

(2) 申請者の氏名

仲 正行

(3) 建築協定区域

京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目21番地1, 21番地2, 21番地4から21番地8まで, 21番地10, 21番地12から21番地14まで, 22番地1, 22番地4, 22番地5, 22番地7, 22番地8, 22番地13, 22番地14, 23番地11, 23番地19, 23番地21, 23番地23, 23番地26, 23番地28, 23番地31から23番地37まで, 23番地39, 23番地45, 23番地46, 28番地1, 28番地8から28番地12まで, 28番地15, 28番地16, 28番地22, 30番地22から30番地48まで, 30番地50, 30番地51, 31番地1から31番地3まで, 31番地5, 31番地15から31番地18まで, 33番地1から33番地17まで, 34番地1, 34番地10, 34番地19, 34番地20, 34番地22から34番地25まで, 34番地28から34番地34まで, 34番地37から34番地39まで, 34番地41及び34番地42

(4) 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目21番地3, 21番地9, 21番地11, 22番地2, 22番地3, 22番地6, 22番地9から22番地12まで, 22番地15, 23番地1, 23番2, 23番地9, 23番地10, 23番地20, 23番地22, 23番地24, 23番地25, 23番地27, 23番地29, 23番地38, 23番地40から23番

地 42 まで, 23 番地 44, 28 番地 13, 28 番地 14, 28 番地 17 から 28 番地 21
まで, 30 番地 1, 30 番地 49, 31 番地 4, 31 番地 6 から 31 番地 14 まで, 34
番地 18, 34 番地 21, 34 番地 26, 34 番地 27, 34 番地 35, 34 番地 36 及び
34 番地 40

(5) 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 構造, 用途, 形態, 意匠及び建築設備

(6) 協定の期間

10 年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 26 年 11 月 5 日 (水) から平成 26 年 11 月 25 日 (火) まで

(ただし, 京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く。)

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課 (北庁舎 2 階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 26 年 11 月 26 日 (水) 午後 3 時 00 分から午後 4 時 00 分まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局会議室 (北庁舎 6 階企画設計課内)

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 中山 雅永

(都市計画局建築指導部建築指導課)